

法の刷新を不可避に要請

金菱 清著

生きられた法の社会学

伊丹空港「不法占拠」はなぜ補償されたのか

ごく最近まで大阪国際空港(伊丹空港)の中におよそ50世帯400人もの人々が「不法占拠」する地域が存在した。中村地区、在日韓国朝鮮人のコミュニティである。半世紀以上にわたって、凄まじい騒音からじまる居住条件の劣悪さにさらされてきたこの地域だが、2002年には国土と伊丹市によって土地と住宅を提供する画期的な「移転補償」が決定する。

著者は移転補償の決定する以前から、約十年にわたって丹念なフィールドワークを行っている。しかし、本書は、聴き取り調査の積み重ねによる事実の報告やコミュニケーション意識の調査といった領分をはるかに越えようとする。もくろみは野心的なのである。すなわち、すべての不法占拠へ、今回の事例に内在する論理、「不法である占拠」が「不法でない占拠」へと転換した論理を掲げるための「社会学の根拠」を与えること、これが課題なのだ。本書を貫く線を三つに分けてみよう。一つ、「不法占拠」の系譜学。二つ、「不法

◇野心的なもくろみ◇

「不法である占拠」が「不法でない占拠」へ

酒井隆史

しはばエゴイズムとして邪悪化される法の外部にある者たちの正義が、いかに法を刷新していくのか、刷新することができるのか、デリダの正義論などを介した理論的な根拠づけである。本書のもくろみはきわめて貴重なものである。たとえば、公園での野宿者の公団占有について、支援者を前にして、野宿者の公団占有の正当性のは、いま論理は、この凍結を解除する作業なしにありうろかなのか、という問いだ。

著者のいうように、法の外部を生きる人々は増大している。すべて「例外状態」は常態化できるし、せしめている。不法占拠はこのねばならぬ惑星の地表の多くを占めようとしていて、いまやこの「公園利用」をした現実とその現実を生きべきである。しかし、その時、争点となっていた「法」は、法の刷新を不可避

公園では、広大な敷地の片隅に六軒ほどのテントがあっただけである。なにが「利用者」の「便益」なのかもよくわからないのが現実であった。

に要請しているのだ。著者はフィリピン不法占拠地域の調査も行っているというところである。その成果も期待される。(さかい・たかし氏)大阪府立大学教員
社会学・社会思想史専攻

★かねびし・きよし氏は東北学院大学准教授・社会学専攻。関西学院大学院博士課程単位取得退学。一九七五(昭和50)年生。

の生きられた法の社会学

「吹き溜まりみたいなのよ、ここは」
国家主義的・排外的な同族主義の根拠を、
異文化の存在を認めざるを得ない人びとが、
「生きられた法」を創出する。それは、
「法」の刷新を要請する。そのために、
そのしなやかな理論を構築する。

46判・244頁・2625円
新曜社
978-4-7885-1087-6